

令和3年度 第1回福島地方最低賃金審議会

令和3年6月14日(月) 10:00～
福島合同庁舎3階共用会議室

次 第

- 1 開会
- 2 局長挨拶
- 3 審議会委員紹介
- 4 議事
 - (1) 会長及び会長代理の選出について
 - (2) 福島地方最低賃金審議会運営規程(案)について
 - (3) 福島県最低賃金専門部会の設置及び廃止について
 - (4) 資料の説明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年度福島地方最低賃金審議会第1回審議会 会議資料目次

(資料No.)	(頁)
1. 福島地方最低賃金審議会委員名簿（第50期）	1
2. 福島地方最低賃金審議会運営規程（改正案）	2
3. 令和2年度中央最低賃金審議会及び福島地方最低賃金審議会状況一覧	5
4. 令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況（全国）（非公開）	7
5. 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業 （令和2年度 業務改善助成金・交付申請の決定状況）	8
6. 春闘妥結状況 2021年春闘妥結状況（全国）	9
7. 要請・意見書 （1）2021年度最低賃金行政に関する要請書（非公開） （日本労働組合総連合会福島県連合会）	10
（2）最低賃金の引き上げと中小企業、小規模事業者支援の拡充、及び最低賃金 引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請 （全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・福島県労働組合総連合）	12
（3）令和3年度「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」 提出者一覧（市町村議会）	14
（4）「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」 （抜粋） 福島市議会	16
8. 毎月勤労統計調査からみる福島県の賃金	17
9. 福島県最低賃金決定状況の推移（平成23年～令和2年）	18
10. 2021年度特定最低賃金額改正申出の意向表明書（非公開） （1）福島県非鉄金属製造業最低賃金	19
（2）福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	20
（3）福島県輸送用機械器具製造業最低賃金	21
（4）福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	22
（5）福島県自動車小売業最低賃金	23
11. リーフレット ・福島県内の最低賃金（本省作成） ・福島県最低賃金 特定最低賃金（福島局作成） ・業務改善助成金（本省作成）	

福島地方最低賃金審議会委員名簿（第50期）

令和3年4月1日現在

区分	氏 名	現 職
公益 代表	熊 沢 透	福島大学経済経営学類 教授
	鈴 木 和 郎	公認会計士
	長 谷 川 珠 子	福島大学行政政策学類 准教授
	森 谷 吉 博	弁護士
	山 野 実	桜の聖母短期大学キャリア教養学科 教授
労 働 者 代 表	伊 東 洋 子	ヨークベニマル労働組合 中央執行委員
	塩 澤 基	電機連合福島地方協議会 事務局長
	高 橋 誉	テクノメタル労働組合 執行委員長
	谷 川 嘉 成	日本労働組合総連合会福島県連合会 副事務局長
	深 谷 浩 明	JAM南東北福島県連絡会 事務局長
使 用 者 代 表	石 井 浩	福島県商工会議所連合会 常任幹事
	石 本 健	福島県商工会連合会 専務理事
	大 内 淳 子	有限会社ユニオンリング 代表取締役社長
	金 成 孝 典	福島県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事
	佐 藤 卓 也	福島県経営者協会連合会理事

※名簿は五十音順

平成27年6月2日令和 年 月 日改正

(目的)

第1条 福島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

2 前項の規程により福島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、福島労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録~~又は及び~~議事要旨を作成し、~~議事~~録には、~~会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。~~

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度福島労働局長に送付提出するものとする。

(規定程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、~~平成27年6月2日~~令和 年 月 日から施行する。

〈付帯決議〉

- 1 本運営規程第6条第1項の規定に基づき非公開とすることができる会議は、専門部会、異議申立に係る審議及びこれに類する審議（以下「専門部会等」という。）とする。
- 2 本運営規程第7条第2項の規定に基づきその一部又は全部を非公開とすることができる議事録及び会議の資料とは、専門部会等に係る議事録及び会議の資料とする。

令和2年度 中央最低賃金審議会状況一覧

件名	第1回	第2回	
	2. 6. 26	2. 7. 22	
本審	・目安について（目安額諮問）	答申、改定の目安額示さず。	

件名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	2. 6. 26	2. 7. 10	2. 7. 15	2. 7. 20	2. 7. 21
小委員会	・改定の目安について	・改定の目安について	・改定の目安について	・改定の目安について	・改定の目安について

令和2年度 福島地方最低賃金審議会状況一覧

審議会	諮問 2. 7. 13 答申 2. 8. 6 時間額 800円 引上額 2円(0.25%) 発効日 2. 10. 2	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
		2. 6. 9	2. 7. 13	2. 7. 27	2. 8. 6	2. 8. 24
		・代理 藤野委員選出 ・審議会運営規程の審議・専門部会設置	・県最低賃金改正諮問 ・参考人意見聴取について ・令6条5項適用の可否(否)	・中賃答申の伝達 ・特定最賃改正の必要性の有無諮問	・専門部会審議結果報告 ・県最賃改正に係る金額審議 ⇒採決(+2円) (●使側反対) ・局長あて答申 ・特定最賃改正必要性の審議	・改正答申異議申出に係る諮問 ・改正答申異議申出に対する答申(8月5日付け答申どおり) ・特定最賃改正必要性の審議 び答申(5業種必要性あり) ・特定金額改正決定諮問、特定最賃専門部会設置、6条5項適用の可否(可)

最賃専門部会	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	2. 7. 22	2. 7. 30	2. 8. 3	2. 8. 4	2. 8. 5
	・部会長 鈴木委員 選出 ・代理 藤野委員 選出 ・専門部会運営規程の審議	・参考人意見聴取 ・金額審議	・金額審議	・金額審議	・金額審議 ⇒採決(+2円) (●使側反対)

令和2年度 特定最低賃金専門部会状況一覧

			第1回	第2回	第3回
			2. 9. 18	2. 10. 7	2. 10. 19
非鉄金属製造業	諮問	2. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長 森谷委員 選出 ・代理 藤野委員 選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令6条5項適用の可否 (可) ・参考人意見聴取実施(無)決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ⇒ 全会一致
	答申 時間額 引上額 発効日	2. 10. 19 866円 1円(0.12%) 2. 12. 18			
電子部品等製造業	諮問	2. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長 藤野委員 選出 ・代理 熊沢委員 選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令6条5項適用の可否 (可) ・参考人意見聴取実施(無)決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ⇒ 全会一致 	/
	答申 時間額 引上額 発効日	2. 10. 16 834円 1円(0.12%) 2. 12. 17			
輸送用機械	諮問	2. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長 熊沢委員 選出 ・代理 鈴木委員 選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令6条5項適用の可否 (可) ・参考人意見聴取実施(無)決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ⇒ 全会一致
	答申 時間額 引上額 発効日	2. 10. 13 870円 1円(0.12%) 2. 12. 12			
計量器等製造業	諮問	2. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長 鈴木委員 選出 ・代理 岩井委員 選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令6条5項適用の可否 (可) ・参考人意見聴取実施(無)決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ⇒ 全会一致
	答申 時間額 引上額 発効日	2. 10. 22 868円 1円(0.12%) 2. 12. 20			
自動車小売業	諮問	2. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長 岩井委員 選出 ・代理 森谷委員 選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令6条5項適用の可否 (可) ・参考人意見聴取実施(無)決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ⇒ 全会一致
	答申 時間額 引上額 発効日	2. 10. 23 868円 1円(0.12%) 2. 12. 24			

令和2年度 業務改善助成金交付申請の決定状況

福島労働局

番号	業 種	所 在 地	企業全体の 労働者数 (人)	最低賃金額 (引上前最低賃金額)	引上対応者数 (人)	交付確定額 (千円)
1	理容業	いわき市	4	825円 (800円)	4	600
2	理容業	いわき市	4	825円 (800円)	3	400
3	飲食店	伊達市	5	860円 (800円)	2	900
4	食品製造業	会津若松市	24	860円 (800円)	12	2,289
5	造園工事業	福島市	19	888円 (798円)	8	4,500
6	エステティック	福島市	14	890円 (800円)	2	1,500
7	焼肉店	郡山市	9	830円 (800円)	2	400
8	飲食店	福島市	2	860円 (800円)	2	821
9	飲食店	福島市	18	830円 (800円)	13	508
合 計			99		48	11,918

※令和3年6月1日現在

2021年春闘妥結状況（全国）

【賃金】

● 連 合（全組合、加重平均、回答妥結状況）

	3月19日	3月26日	4月6日	4月15日	5月10日	昨年5月11日
全体計	1.81%	1.81%	1.82%	1.83%	1.81%	1.93%
	5,563円	5,515円	5,463円	5,445円	5,347円	5,683円
	(663組合)	(1,151組合)	(2,136組合)	(2,572組合)	(3,205組合)	(3,123組合)

（前年の最終集計）

2020年7月6日
1.90%
5,506円
(4,807組合)

● 連 合（中小共闘参加組合（300人未満）、加重平均、回答妥結状況）

	3月19日	3月26日	4月6日	4月15日	5月10日	昨年5月11日
300人未満	1.84%	1.86%	1.84%	1.81%	1.77%	1.91%
	4,797円	4,737円	4,639円	4,547円	4,438円	4,725円
	(347組合)	(657組合)	(1,369組合)	(1,717組合)	(2,222組合)	(2,119組合)

2020年7月6日
1.81%
4,464円
(3,456組合)

○ 日本経団連（調査対象 主要21業種・大手251社）

	5月28日	昨年5月21日
500人以上	1.82%	2.17%
	6,040円	7,297円
	(89社)	(86社)

2020年8月3日
2.12%
7,096円
(130社)

○ 日本経団連（調査対象 17業種・752社）

	昨年6月12日
500人未満	1.72%
	4,471円
	(201社)
現時点で未公表	

2020年8月7日
1.70%
4,371円
(382社)

【年間一時金】

● 連 合（加重平均、回答集計）

	5月10日
回答月数	4.70月 (1,456組合)
回答額	1,578,800円 (701組合)

2020年7月6日
4.79月 (2,145組合)
1,533,681円 (1,423組合)

○ 日本経団連

発表なし

【夏季一時金】

● 連 合（加重平均、回答集計）

	5月10日
回答月数	2.29月 (1,256組合)
回答額	717,373円 (667組合)

2020年7月6日
2.22月 (2,590組合)
655,452円 (2,125組合)

福島労働局賃金室作成
各団体公表を集計したもの

2021年5月17日

福島労働局長 河西直人 様

全労連東北地方協議会

議長

全労連北海道地方協議会

議長

福島県労働組合総連合

議長



最低賃金の引き上げと中小企業、小規模事業者支援の拡充、 及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

労働者の雇用と権利擁護の立場でご尽力されていることに敬意を表します。

いま、コロナの感染拡大により労働者のくらしも、中小企業、小規模事業者の経営も危機的な状況におかれています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、コロナのなかで感染の危険にさらされながら働いているエッセンシャルワーカーも、最低賃金近傍の低賃金で働いている方も少なくありません。

昨年から続くコロナ不況で実質GDPが通年で前年比4.8%減と11年ぶりにマイナス成長となるなど日本経済は著しく落ち込みました。一部の業種を除き企業業績は激しく落ち込み、大幅減益・赤字転落となる企業も増加しました。コロナ倒産やコロナ解雇も増加が続き、雇い止めや希望退職募集、冬のボーナスの減額など、雇用環境ひいては国民・労働者のくらしにも大きな影響をもたらしています。特に、非正規労働者・フリーランス・女性・若者に大打撃を与え、新自由主義経済政策がもたらした貧困と格差の拡大と日本の経済社会の脆弱性が改めて浮き彫りになりました。最賃近傍の時給で働く労働者が休業手当を支給されたとしても、法定どおりの6割の休業手当では生活が成り立たない。さらに、シフト制で働く非正規労働者は休業手当や休業支援金さえ得られない状況は、現在の最低賃金額が大きく影響を与えています。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復のためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。このことは、経営者と認識を一致することと思います。最低賃金を全国一律に是正すること、抜本的引上げはコロナ下での生活の確保、貧困をなくすこと、地域経済を守るためにも必要な経済対策です。「凍結ありき」の単調な議論では済まされない問題と考えます。

2020年の改定により、最も高い東京は時給1,013円、福島県は800円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。

全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、月に22万円～24万円（単身25歳）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要との結果が示されました。この水準は、全労連に加盟する地方組織では、どこでもほぼ同水準であり、憲法25条の「健康で文化的な生活」をする上で、地域による大きな格差はないことが明らかになりました。

この間、自民党の「最賃一元化推進議員連盟」が、最賃引上げ・全国一律最低賃金制度を政策として打ち出しています。また、経済財政諮問会議では、地方創生とセットで最賃引き上げの方向性について民間議員が打ち出し始めており、最低賃金引き上げは政府の重要な施策と位置付けられています。

最低賃金引き上げを実現するため、コロナ禍で苦境にある中小企業、小規模事業者への支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を引上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小企業、小規模事業者の経営も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながると考えます。

上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費に基づき、ただちに「時間額 1000 円」以上をめざし、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のA・B・C・Dランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。また、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
5. 福島地方最低賃金審議会にかかわって
 - (1) 福島地方最低賃金審議会では審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、依然、本審議会の一部と専門部会は非公開となっています。本審議会、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料と同様の資料を傍聴者にも配布すること。
 - (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
 - (3) コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

令和3年度 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出者一覧

令和3年5月26日 現在

提出者				意見書	議決 月日	提出状況
県	1	福島県議会				
市	2	福島市議会	議長 梅津 政則	県最賃引上げと早期発効	3/25	○
	3	会津若松市議会	議長 清川 雅史	県最賃引上げと早期発効	3/22	○
	4	郡山市議会	議長 七海 喜久雄	県最賃引上げと早期発効	3/10	○
	5	いわき市議会				
	6	白河市議会	議長 菅原 修一	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	7	南相馬市議会	議長 中川 庄一	県最賃引上げと早期発効	3/26	○
	8	須賀川市議会	議長 五十嵐 伸	県最賃引上げと早期発効	3/16	○
	9	喜多方市議会	議長 齋藤 勘一郎	県最賃引上げと早期発効	3/16	○
	10	相馬市議会	議長 菊地 清次	県最賃引上げと早期発効	3/19	○
	11	伊達市議会	議長 高橋 一由	県最賃引上げと早期発効	3/16	○
	12	二本松市議会	議長 本多 勝実	県最賃引上げと早期発効	3/18	○
	13	田村市議会				
	14	本宮市議会	議長 渡辺 由紀雄	県最賃引上げと早期発効	3/23	○
	伊達郡	15	桑折町議会	議長 片平 秀雄	県最賃引上げと早期発効	3/18
16		国見町議会	議長 東海林 一樹	県最賃引上げと早期発効	3/19	○
17		川俣町議会	議長 高橋 道也	県最賃引上げと早期発効	3/19	○
安達郡	18	大玉村議会	議長 菊地 利勝	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
岩瀬郡	19	鏡石町議会	議長 古川 文雄	県最賃引上げと早期発効	3/18	○
	20	天栄村議会				
南会津郡	21	南会津町議会	議長 室井 嘉吉	県最賃引上げと早期発効	3/19	○
	22	下郷町議会	議長 小玉 智和	県最賃引上げと早期発効	3/19	○
	23	只見町議会	議長 大塚 純一郎	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	24	桧枝岐村議会				
耶麻郡	25	西会津町議会				
	26	磐梯町議会				
	27	猪苗代町議会				
	28	北塩原村議会				
河沼郡	29	会津坂下町議会				
	30	柳津町議会				
	31	湯川村議会				
大沼郡	32	会津美里町議会				
	33	三島町議会				
	34	金山町議会				
	35	昭和村議会				

提出者				意見書	議決 月日	提出状況
東白川郡	36	棚倉町議会				
	37	矢祭町議会	議長 藤田 玄夫	県最賃引上げと早期発効	3/12	○
	38	埴町議会				
	39	鮫川村議会	議長 星 一彌	県最賃引上げと早期発効	3/16	○
西白河郡	40	矢吹町議会	議長 角田 秀明	県最賃引上げと早期発効	3/22	○
	41	西郷村議会	議長 真船 正康	県最賃引上げと早期発効	3/17	○
	42	泉崎村議会	議長 鈴木 清美	県最賃引上げと早期発効	3/17	○
	43	中島村議会	議長 藤田 利春	県最賃引上げと早期発効	3/29	○
石川郡	44	石川町議会	議長 草野 伝明	県最賃引上げと早期発効	3/16	○
	45	浅川町議会	議長 円谷 忠吉	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	46	古殿町議会	議長 緑川 栄一	県最賃引上げと早期発効	3/18	○
	47	玉川村議会	議長 須藤 利夫	県最賃引上げと早期発効	3/11	○
	48	平田村議会	議長 吉田 好之	県最賃引上げと早期発効	3/9	○
田村郡	49	三春町議会	議長 佐藤 弘	県最賃引上げと早期発効	3/11	○
	50	小野町議会				
双葉郡	51	広野町議会				
	52	檜葉町議会				
	53	富岡町議会				
	54	大熊町議会	議長 吉岡 健太郎	県最賃引上げと早期発効	3/19	○
	55	双葉町議会	議長 伊藤 哲雄	県最賃引上げと早期発効	3/18	○
	56	浪江町議会				
	57	川内村議会				
	58	葛尾村議会				
相馬郡	59	飯館村議会				
	60	新地町議会	議長 遠藤 満	県最賃引上げと早期発効	3/17	○
		県	1			0件
		市	13			11件
		町	31			16件
		村	15			7件
		計	60			34件

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は、約二十万人も減少し人手不足が深刻化している。人手不足を補うための県内の外国人労働者数は、過去最高を更新した。また、障害者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は、雇用全体の約四割を占め雇用形態の多様化が進んでいる。こうした状況において、勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みれば、最低賃金引き上げと早期発効は、喫緊の課題である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済が混乱し、不安や不満が日増しに強まる中で、住民の生命と健康を守り、日常生活を支える働く者の努力に報い、社会経済の回復と安定を図ることが必要であり、社会の責任である。

よって、政府においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

一 福島県最低賃金は、毎年年率三%程度を目標に引き上げをはかること
また、より早期に全国加重平均一、〇〇〇円になることを目指すとした二〇一九年六月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針に基づき、相応の引き上げを行うこと

二 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること

三 福島県最低賃金を県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること

四 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早めるとともに、早期の発効に努めること
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年三月二十五日

福島労働局長 岩瀬 信也 様

福島市五老内町三番一号
福島市議会議長 梅津 政則

毎月勤労統計調査から見る福島県の賃金

区 分 年 別 (月額)	事業所規模 5 人以上			事業所規模 30 人以上		
	きまって 支給する 給 与	所 定 内 給 与	対前年比(変動率)	きまって 支給する 給 与	所 定 内 給 与	対前年比(変動率)
平成23年平均	239,084	223,233	1.5	257,111	236,068	-0.4
平成24年平均	247,230	229,315	2.7	270,240	247,126	4.6
平成25年平均	245,368	225,707	-1.6	268,199	243,289	-1.5
平成26年平均	251,995	230,948	2.3	269,019	244,640	0.5
平成27年平均	251,523	229,654	-0.6	268,838	242,391	-0.9
平成28年平均	250,785	230,493	0.4	270,354	244,896	1.0
平成29年平均	249,230	228,854	-0.8	270,462	244,107	-0.3
平成30年平均	245,230	225,214	-1.5	270,107	242,789	-0.5
令和元年平均	248,948	229,441	1.8	270,601	245,117	0.9
令和2年平均	242,261	226,132	-1.4	267,665	246,654	0.7
区 分 令和2年 月別	きまって 支給する 給 与	所 定 内 給 与	対前年 同月比	きまって 支給する 給 与	所 定 内 給 与	対前年 同月比
令和2年 1月	243,294	225,128	-0.8	265,944	242,722	0.1
令和2年 2月	241,899	222,806	-1.9	267,728	243,761	0.3
令和2年 3月	245,362	227,078	-1.4	270,136	246,167	0.3
令和2年 4月	245,960	227,527	-2.7	270,961	247,949	0.4
令和2年 5月	239,753	225,818	-1.4	263,767	245,237	0.2
令和2年 6月	243,076	229,278	0.0	265,848	248,206	2.0
令和2年 7月	240,306	225,954	-2.7	265,630	246,946	-0.1
令和2年 8月	237,348	222,765	-3.2	263,873	244,779	-0.4
令和2年 9月	239,125	224,358	-1.3	266,728	247,203	1.1
令和2年10月	242,577	226,920	-0.6	269,054	248,557	1.3
令和2年11月	245,339	229,117	0.0	271,146	249,504	1.3
令和2年12月	243,040	226,875	-1.3	271,207	248,915	1.2

(円) (円) (%) (円) (円) (%)

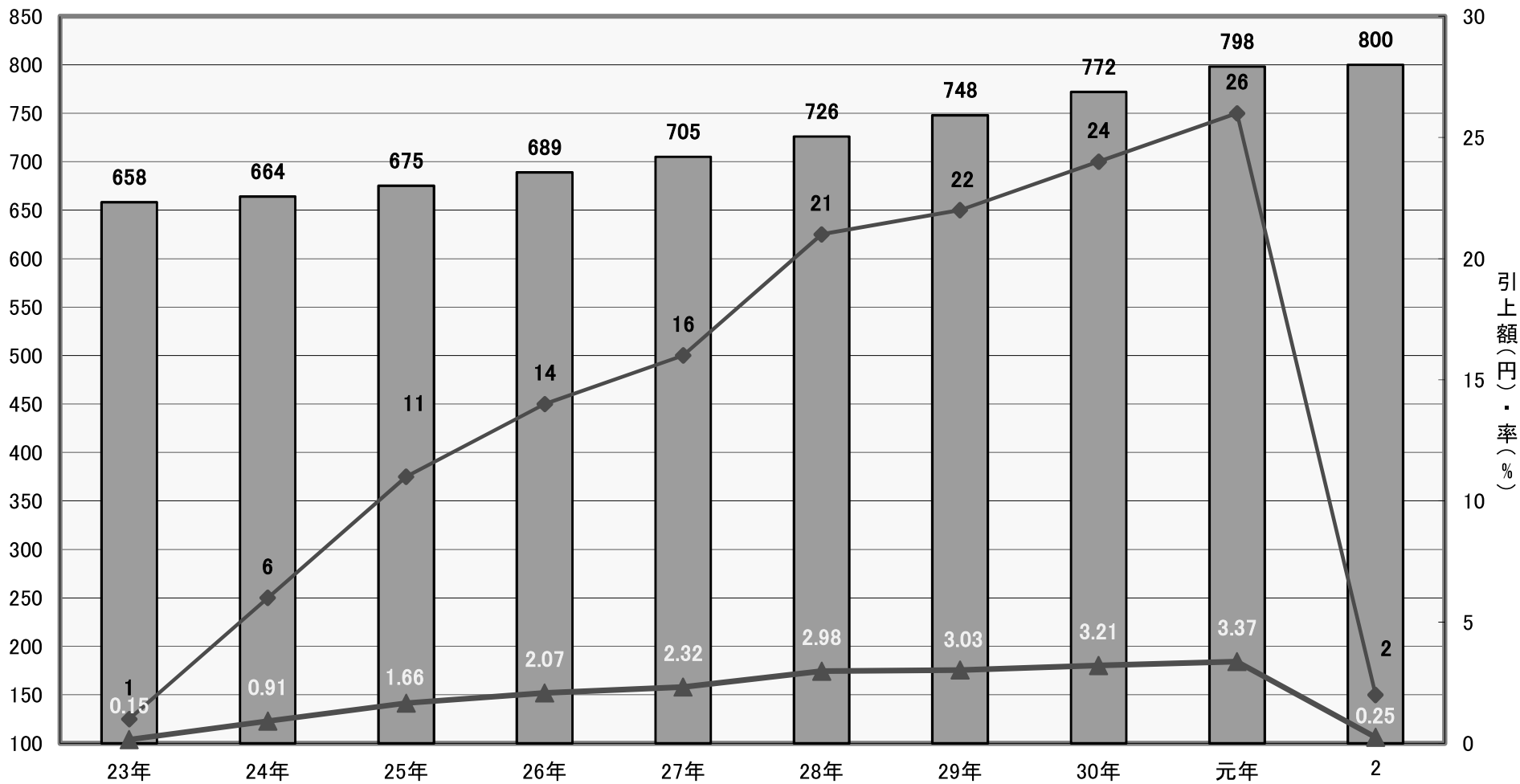
資料出所：「福島県企画調整部情報領域編毎月勤労統計調査地方調査結果速報」から抜粋

- (注)
1. 本表の数値は、調査産業計（サービス業を含む）である。
 2. 「きまって支給する給与」とは、給与規則等で予め定められている支給条件・算定方法によって支給される給与（賞与を除く）であって超過労働給与を含むもの。
 3. 「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のもの。

福島県最低賃金決定状況の推移

円

最低賃金額(円) 引上額(円) 引上率(%)



守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

福島県 最低賃金

800 円



令和2年
10月2日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/> [最低賃金制度](#) [検索](#)



最低賃金に関するお問い合わせは
福島労働局または最寄りの労働基準監督署へ

福島労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
<input type="text"/>		<input type="text"/>
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R2.9)

福島県最低賃金

特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

輸送用機械器具製造業最低賃金

令和2年12月12日発効 **870円** 1円UP

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。)

令和2年12月17日発効 **834円** 1円UP

非鉄金属製造業最低賃金

令和2年12月18日発効 **866円** 1円UP

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金

令和2年12月20日発効 **868円** 1円UP

自動車小売業最低賃金

(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)

令和2年12月24日発効 **868円** 1円UP

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(800円)が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ①～③のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあつては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

800円

時間額 令和2年10月2日発効
※パートやアルバイトにも適用されます。




最低賃金引上げ支援
中小企業向け
**業務改善
助成金**

業務改善助成金

検索



 厚生労働省 福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室 ☎ 024-536-4604
又は最寄りの労働基準監督署へ

令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年4月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。
【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索